

高齢者等紙おむつ代助成金交付事業について

入院中の高齢者等に対し、病院に支払った紙おむつ代の一部を助成する事業です。

○対象者

次の要件の全てに該当する方が対象です。

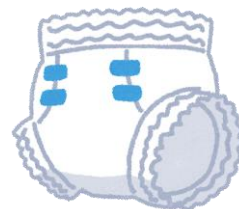
- 1 市内に住所を有する 65 歳以上の方（介護保険法の第2号被保険者で特定疾病により介護が必要になった場合は、65 歳未満の方を含む。）
- 2 介護保険の要介護認定が4又は5の方
- 3 住民税非課税世帯の方（生活保護世帯の方は除く。）
- 4 紙おむつの持ち込みが認められていない医療機関に入院し、紙おむつ代の支払いがある方
- 5 助成金交付対象月において、三鷹市高齢者等紙おむつ支給事業に基づく現物支給を受けていない方

○助成金額

入院中の紙おむつ代の実費額（上限月額 6,000 円）

○手続き

- ① 「三鷹市高齢者等紙おむつ代助成対象者認定申込書(様式第1号)」を市へ提出してください。
(要介護認定を受ける予定のない方は「日常生活動作 (ADL) 確認票」を併せて提出してください。)
- ② 要件1～3を確認後、対象者には「認定通知書」を、対象でない方には「不認定通知書」を送付します。
 - 助成は、認定の申込みをした月から対象になります。(認定の申込み前に遡ることはできません。)
- ③ 助成対象者と認定された方（認定通知書が届いた方）は、年3回の対象月ごとに定める申請期間に、「紙おむつ代助成金交付申請書（兼請求書）(様式第4号)」と医療機関発行の紙おむつ代の「領収書（コピー可）」を市に提出してください。
 - 「紙おむつ代助成金交付申請書（兼請求書）」は、申請期間開始前に申込者様宛に送付します。
- ④ 要件4及び5を確認し、後日ご指定の口座に助成金を振り込みます。
 - 領収書には、助成対象者と認定された方の氏名、病院名、入院期間及び紙おむつ代とわかる金額の記載が必要です。金額にシーツやパジャマなど合算されている場合は別途病院発行の内訳が、おむつ代が病院発行の領収書でない場合は入院の領収書（コピー可）が必要になります。



対象月	申請期間	振込時期
3月から6月までの入院分	7月1日から7月31日まで	9月上旬
7月から10月までの入院分	11月1日から11月30日まで	1月上旬
11月から2月までの入院分	3月1日から3月31日まで	5月上旬

※申請期間は、土・日曜日、祝日を除きます。

*在宅生活の方には、ご自宅に紙おむつを宅配する「紙おむつ支給事業」を行っています。申請の翌月からご利用いただけます。ご退院の際はご利用をご検討ください。



問い合わせ：三鷹市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係 担当 岡
TEL 0422-45-1151（内線 2625）